

天王寺区役所市民活動団体交流スペース ご利用の皆様へ

『交流スペース』は、天王寺区において、区役所との連携のもと、区民の健康・福祉の向上、安全・安心のまちづくり、子育て支援・青少年の健全育成、文化・スポーツの振興、その他の公共の福祉の増進に資する活動を行う市民活動団体等に、会議等の場として提供するものです。

◆『交流スペース』の利用について

- (1) 『交流スペース』を利用される場合は、団体の登録が必要です。
- (2) 『交流スペース』を利用する場合、事前申し込みをお願いします。
- (3) 『交流スペース』の利用時間（区役所開庁時間内）
 - ・金曜日を除く平日 午前9時～午後5時30分
 - ・毎週金曜日 午前9時～午後7時※ただし、区災害対策本部の業務に使用する日及び時間は除きます。
- (4) 『交流スペース』の利用は無料です。

◆利用できる団体の登録

- (1) 天王寺区内で、次のいずれかの公共の福祉の増進につながる活動を主たる目的として、概ね半年以上活動しており、かつ、区役所と連携して当該の活動を行っている団体等で、事前に利用団体として登録してください。
 - ① 地域における社会福祉や健康づくりに関する活動
 - ② 高齢者の生きがいや福祉に関する活動
 - ③ 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動
 - ④ 人権や生涯学習など教育に関する活動
 - ⑤ 安全・安心のまちづくりに関する活動
 - ⑥ 地域の歴史、文化、スポーツ及び芸術に関する活動
 - ⑦ 地域の環境美化・保全に関する活動
 - ⑧ その他①から⑦に準じる公共の福祉の増進に資する活動
- (2) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とする活動を行っている団体等や、暴力その他反社会的な活動を現に行い、又は行うおそれのある団体等、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる活動を行っている団体等、暴力団や暴力団員・暴力団密接関係者で構成される団体等は登録できません。
- (3) 区役所において、必要があると認めるときは、活動状況の報告をいただくことがありますので、ご了承ください。
- (4) 登録には、『交流スペース』登録申込書を、区役所市民協働課（3階）に、ご持参ください。
- (5) 登録の受付時間 平日 午前9時～午後5時30分（年末年始を除く。）

◆利用登録の取消し

利用登録を受けた団体等が次のいずれかに当てはまるときは、利用登録を取り消すことがありますので、ご了承ください。

- (1) 利用できる団体等に該当しなくなると認められるとき
- (2) 「天王寺区役所市民活動団体交流スペース管理運営要綱」又は、「天王寺区役所市民活動団体交流スペース利用登録要領」に違反すると認められるとき

- (3) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とする活動を行っている団体等や、暴力その他反社会的な活動を現に行い、又は行うおそれのある団体等、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる活動を行っている団体等、暴力団や暴力団員・暴力団密接関係者で構成される団体等であると認められるとき
- (4) 区役所の管理責任者の措置に従わないとき

◆『交流スペース』利用申し込み

「◆利用できる団体の登録」にある活動のための会議の場として利用できます。

- (1) 『交流スペース』利用申込書を提出してください。
- (2) 申し込みの受付は、利用する日の2ヶ月前から先着順です。(土・日曜、祝日の場合は、以後の直近開庁日) 区役所市民協働課(3階)へお越しください。
- (3) 受付日に申し込みが多数あり、共同利用が困難な時はくじにより抽選します。
- (4) 利用申し込みの受付 平日 午前9時～午後5時30分(年末年始を除く。)

◆『交流スペース』の利用にあたって

利用者の皆さまは、次の事項を守ってお互い気持ちよく利用できるようご協力ください。

- (1) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とする活動はしないでください。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為はしないでください。
- (3) 静穏を害する行為その他他人の迷惑になるような行為はしないでください。
- (4) 火気の使用、喫煙、飲酒、食事はしないでください。
- (5) 交流スペースの利用後は、椅子・テーブルなどは元の状態に戻し、ごみ類は必ずお持ち帰りください。

◆利用の制限

下記のいずれかに該当するときは、『交流スペース』の利用の制限や、停止、または登録を取消することがありますので、ご承知ください。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 『交流スペース』の施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を得た事実が明らかになったとき
- (4) 『交流スペース』の利用が、政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とする活動に当たると認められるとき
- (5) その活動内容が人権侵害に当たると認められるとき
- (6) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれがあると認められるとき
- (7) 「天王寺区役所市民活動団体交流スペース管理運営要綱」に定める「交流スペースの目的」に反する利用と認められるとき
- (8) 区役所の業務に支障が生じるおそれがあると認められるとき
- (9) 「◆『交流スペース』の利用にあたって」の(1)から(3)に違反したとき
- (10) (1)から(8)のほか、『交流スペース』の管理又は運営上支障があると認められるとき

お申込み・お問い合わせは・・・市民協働課(Tel06-6774-9734)まで